

教育委員会会議 平成26年5月定例会 会議録

(14:00)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条2項の規定による。

4. 前会会議録の承認

全員賛成

非公開事案の採決

議事の前に、6. 議事(1)議案 から は津山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定に該当するとして、(2)協議 から は津山市教育委員会会議規則第13条第2項の規定に該当するとして、以上8件の非公開を全員一致で可決承認。

5. 教育長等の報告

今回は該当なし。

6. 議事

(3) 報告

弥生小学校耐震改修工事請負契約等について(学校施設課)

概要説明

弥生小学校耐震改修工事請負契約等について報告。耐震工事については本年度が最終年度となっており、取り組んでいるところであるが、弥生小学校の校舎棟及び体育館の建築工事に関して、5月2日に開札を予定して公示をしていたところ、5月2日時点で応札者ゼロという結果となった。現在のところ、5月9日に再公示をする予定。応札のなかった要因としては、現在、学校の耐震化事業についても継続事業が8件あり、技術者不足等が考えられる。よって、応札可能な業者範囲を広げることで、再公示を行う。今後の予定としては、6月5日開札予定。予定価格が3億9千万円程度である為、議会の承認を必要とするもので、当初は6月議会冒頭に契約議案として上程とするため、本日の定例会では協議案件とする予定であったが、出来なくなった。今後、6月議会に追加議案として上程の見込み。そのため事前に教育委員会に協議案件として諮るため、臨時の教育委員会の開催をお願いすることになる。

平成26年度津山市立小・中学校指定研究校一覧について(学校教育課)

概要説明

資料では、津山市立小・中学校指定研究校一覧として、昨年度からの継続事業と新規事業を掲載している。資料中 3 の「学力向上市町村プロジェクト」は昨年度からの継続事業で、北陵中学校区の小中連携のモデル的な取り組みがされている。昨年度末には県で発表をしたり、規範意識向上のため小中合同で取り組む為の配付物が作成されている。新規事業(県事業)としては、次の3件がある。まず、9の「規範意識向上モデル指定事業」では、県の指導主事、専門家、学校の指導主事がチームを作り1年間当該学校の生徒指導体制を積み上げるもので、中道中学校・鶴山中学校の2校を指定校とするもの。10の「不登校対策実践研究事業」は市内の全小学校を対象に不登校について研究を進め、特に、新たな不登校を生まないということを重点的に行うため、6名の登校支援員の配置を行い取り組むもの。11の「小学校長期宿泊体験活動推進プロジェクト」では、これまで1泊2日で行われていた小学校の宿泊体験を3泊4日で行うもので、秀実小学校、喬松小学校を指定校として5年生が3泊4日の宿泊体験をするもの。

平成26年度学校訪問実施要項について(学校教育課)

概要説明

学校教育課職員が市内小・中学校を訪問し、学校運営、教育課程、学習指導、生徒指導、その他の教育活動に関する事項について実状を把握するとともに、指導・助言を行い、各学校における諸課題の解決や学校力向上のために必要な支援を行うため本日から 1 学期の内に小中学校 17 校（Aグループ）を訪問するもの。

津山市いじめ問題対策基本方針（案）について（学校教育課）

概要説明

先月の教育委員会で承認を頂いた『津山市いじめ問題対策基本方針（案）』を庁議へ議案として提出した結果、幾分の修正があったものについて説明。資料には修正箇所を赤字で記載している。文言修正で大きなものとしては、資料 2 ページ第 1 章 2 の項目が当初「いじめ問題への対策に関する基本理念」となっていたところを、文章内容が基本理念とはいささかずれる部分があるとして「いじめを防止するための基本となる方向性」として、内容も（1）から（4）までの記載としていたものを、分かりやすくひとつの文章に修正している。その他に、資料 3 ページ第 2 章 1 の文言の位置の入替による修正や、資料 7 ページの「1 学校いじめ問題対策基本方針の策定」のところでは、当初、学校の対策として別の所に記載していた文章が策定の意味であったため、文書をそのままこちらへ移動させた。資料 9 ページ「（1）重大事態の発生」では、当初、県のを参考に記載していたが、重大事態の意味をきちんと明示した方が良いとされたことから、としてそれぞれ明確に記載するよう修正した。この案をもって、6 月にパブリックコメントを実施し、最終的な案を決定する予定。

津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市公民館条例施行規則第 2 条の 3 及び津山市公民館活動推進協議会設置要領に基づき、津山市公民館活動推進協議会委員 2 名を解嘱し、16 名を委嘱した。解嘱発令日は、平成 26 年 4 月 30 日。委嘱期間は、14 名が平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、2 名が平成 26 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。

公立幼稚園再構築計画について（こども課）

概要説明

資料 33 ページのとおり、近年、少子化や保護者の就労形態の変化によって、公立幼稚園の園児数は減少の一途をたどっている。平成 16 年度には 555 人だった園児数が、10 年後の今年度は 325 人にまで減少しており、定員 1,470 人に対する充足率は 22.1%となっている。この間、平成 21 年 3 月には、新しい時代に対応した幼児教育のあり方について、津山市幼児教育検討委員会から答申を受けている。その中では、幼稚園の適正規模と適正配置について、集団教育の適正規模としては、4 歳児、5 歳児においては 1 クラス 20 人から 30 人程度が望ましいのではないかと意見をいただいている。この答申をふまえ、公立幼稚園の活性化と役割の発揮をすすめるため、平成 22 年 3 月に「津山市公立幼稚園将来計画」を策定し、公立幼稚園の役割と今後のあり方について及び適正配置、再編などの将来計画を定めている。ところが、この計画策定と時期を同じくして、当時の民主党政権において子ども子育て新システムの検討が始まり、国の動向を見守らざるを得なくなった。その後、子ども子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年度から新制度への移行が予定されている。津山市でも昨年度、同法に基づいて「子ども子育て審議会」を設置し、現在、保護者のニーズに基づいた教育・保育の提供体制などについて定めた「子ども子育て支援事業計画」を策定している。このように新制度の内容も明らかになり、昨年度はニーズ調査を実施し、幼稚園に対する保護者のニーズ量も概ね把握できたこと、そしてこれまでの審議会の議論の中でも、今後の公立幼稚園についての意見もあり、いよいよ公立幼稚園の再構築について議論することが必要な時期となった。再構築の検討にあたっては、現行の将来計画を検証し、公立幼稚園のあり方について再検討した上で、公立保育所も含めた再構築の作業に入っていきたいと考えている。資料 35 ページの今後の幼稚園再構築計画の進め方については、関係各方面による検討委員会を設置し、再構築計画について協議した後、「子ども子育て審議会」に諮っていく。この度の再構築計画は、公立幼稚園の再構築と言いつつ、全市的な就学前施設としての整理が必要であり、公立保育所も含めた、認定こども園も見据えた計画となるため、「子ども子育て審議会」に諮る予定としている。最後に、教育委員会との関係については、就学前教育に関することは、こども課で補助執行しているが、基本的な方針や、学校その他の教育機関の設置及び廃止といった重要な事項になるので、再構築計画については、教育委員会に付議をする。なお、教育委員会の付属機関として、「津山市立学校整備審議会」という規程があるが、先に申し上げたとおり、このたびの再構築計画は、公立幼稚園の再構築と言いつつ、全市的な就学前施設と

しての整理が必要で、公立保育所も含めた、認定こども園も見据えた計画となるので、「子ども子育て審議会」に諮る予定としている。

(非公開)
削除

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

今回は該当なし。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議 6 月定例会を、平成 26 年 6 月 24 日(火)午後 4 時から開催。
全員賛成により決定。

8. 閉会

(15 : 15)